

○ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（附則第三十一条関係）

改正案	現行
第百九十三条の二（略） ② 前項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者との間に有する公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一第一項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の営業、事業若しくは財産経理に関して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて内閣府令で定めるものをいう。 ③・④（略） ⑤ 公認会計士又は監査法人が第一項に規定する財務計算に関する書類について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第三十条又は第三十四条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定するものであるときその他不正なものであるときは、内閣総理大臣は、一年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）で当該	第百九十三条の二（略） ② 前項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者との間に有する公認会計士法第二十四条又は第三十四条の十一第一項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の営業、事業若しくは財産経理に関して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて内閣府令で定めるものをいう。 ③・④（略） ⑤ 公認会計士又は監査法人が第一項に規定する財務計算に関する書類について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第三十条又は第三十四条の二十一第一項第一号若しくは第二号に規定するものであるときその他不正なものであるときは、内閣総理大臣は、一年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）で当該

公認会計士又は監査法人の監査証明に係るものの全部又は一部を受
理しない旨の決定をすることができる。この場合においては、行政
手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分に
かわらず、聴聞を行わなければならない。

⑥
(略)

公認会計士又は監査法人の監査証明に係るものの全部又は一部を受
理しない旨の決定をすることができる。この場合においては、行政
手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分に
かわらず、聴聞を行わなければならない。

⑥
(略)

○ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（附則第三十二条関係）

改正案	現行
第九十三条の二 証券取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものには、その者と特別の利害関係のない公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）<u>第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。</u>）又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。 ② 前項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者との間に有する公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一第一項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の営業、事業若しくは財産経理に関	第九十三条の二 証券取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものには、その者と特別の利害関係のない公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）<u>第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。</u>）又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。 ② 前項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者との間に有する公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一第一項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の営業、事業若しくは財産経理に関

して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて内閣府令で定めるものをいう。

③
⑥
(略)

して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて内閣府令で定めるものをいう。

③
⑥
(略)

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第三十四条関係）

改正案		現行	
官	職名	俸給月額	（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一 十三の五の三（略） 十三の五の四 公認会計士・監査審査会の会長及び常勤の委員 十三の五の五（略） 十三の五の六（略） 十三の六 十九の九（略） 十九の十 公認会計士・監査審査会の非常勤の委員 十九の十一（略） 十九の十二（略） 二十 三十一（略） 別表第一（第三条関係）
			（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一 十三の五の三（略） （新設） 十三の五の四（略） 十三の五の五（略） 十三の六 十九の九（略） （新設） 十九の十（略） 十九の十一（略） 二十 三十一（略） 別表第一（第三条関係）

内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員 地方財政審議会会長 原子力委員会委員長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 航空・鉄道事故調査委員会委員長 式部官長		
公害等調整委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員	一、三二七、〇〇〇円	
内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員 地方財政審議会会長 原子力委員会委員長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 (新設) 航空・鉄道事故調査委員会委員長 式部官長		
公害等調整委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員	一、三二七、〇〇〇円	

原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 宇宙開発委員会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 情報公開審査会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員 航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員 運輸審議会の常勤の委員 東宮大夫	一、一六〇、〇〇〇円
原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 宇宙開発委員会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 情報公開審査会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 (新設) 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員 航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員 運輸審議会の常勤の委員 東宮大夫	一、一六〇、〇〇〇円

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（附則第三十五条関係）

改正案	現行
（資格） 第百十五条（略） 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一の規定により、投資法人の第百二十九条第四項、第百五十五条第一項又は第百五十九条第一項に規定する書類について監査をすることができない者 二五（略）	（資格） 第百十五条（略） 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条又は第三十四条の十一の規定により、投資法人の第百二十九条第二項、第百五十五条第一項又は第百五十九条第一項に規定する書類について監査をすることができない者 二五（略）

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（附則第三十六条関係）

改正案	現行
（資格） 第百十五条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一の規定により、投資法人の第百二十九条第四項、第百五十五条第一項又は第百五十九条第一項に規定する書類について監査をすることができない者 二五（略）	（資格） 第百十五条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一の規定により、投資法人の第百二十九条第四項、第百五十五条第一項又は第百五十九条第一項に規定する書類について監査をすることができない者 二五（略）

○ 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（附則第三十七条関係）

改正案	現行
（欠格条項） 第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。 一 八 （略） 九 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十一年法律第五十二号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の登録の消滅を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。） 十 （略）	（欠格条項） 第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。 一 八 （略） 九 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十一年法律第五十二号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士若しくは会計士補の登録の抹消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の登録の消滅を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。） 十 （略）

(受験資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

(削る)

一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して三年以上になる者

イ・ニ (略)

ホ 税理士若しくは税理士法人、弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士若しくは監査法人の業務の補助の事務

ヘ (略)

二・三 (略)

四 公認会計士法第八条第一項に規定する公認会計士試験の短答式による試験に合格した者又は当該試験を免除された者(当該試験の試験科目の全部について試験を免除された者を含む。)

五 (略)

2 前項第一号に掲げる事務又は業務の二以上に従事した者は、これらの事務又は業務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が三年以上になるときは、税理士試験を受けることができる。

3 前二項の規定の適用については、第一項第一号に掲げる事務又は業務に類する事務又は業務として国税審議会の認定を受けた事務又は業務は、同号に掲げる事務又は業務とみなす。

4 (略)

(受験資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

一 会計士補(会計士補となる資格を有する者を含む。)

二 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して三年以上になる者

イ・ニ (略)

ホ 税理士若しくは税理士法人、弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士、会計士補若しくは監査法人の業務の補助の事務

ヘ (略)

三・四 (略)

(新設)

五 (略)

2 前項第二号に掲げる事務又は業務の二以上に従事した者は、これらの事務又は業務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が三年以上になるときは、税理士試験を受けることができる。

3 前二項の規定の適用については、第一項第二号に掲げる事務又は業務に類する事務又は業務として国税審議会の認定を受けた事務又は業務は、同号に掲げる事務又は業務とみなす。

4 (略)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

一・二 (略)

三 公認会計士法第三条に規定する公認会計士試験に合格した者又は同法第十条第二項の規定により公認会計士試験の論文式による試験において会計学の科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者については、会計学に属する科目

四〇十 (略)

2 (略)

(登録拒否事由)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

一 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行うことを禁止された不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補で、現にその処分を受けているもの

二〇七 (略)

(業務の停止)

第四十三条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務

第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

一・二 (略)

三 会計士補(会計士補となる資格を有する者を含む。)については、会計学に属する科目

四〇十 (略)

2 (略)

(登録拒否事由)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

一 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、会計士補、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行うことを禁止された不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補で、現にその処分を受けているもの

二〇七 (略)

(業務の停止)

第四十三条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、会計士補、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社

士の業務を停止された場合又は不動産鑑定業者の業務に
鑑定士若しくは不動産鑑定士補が不動産の鑑定評価を行うことを禁
止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を
行つてはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある
間においても、また同様とする。

会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定業者の業務に
関し不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補が不動産の鑑定評価を行
うことを禁止された場合においては、その処分を受けている間、税
理士業務を行つてはならない。税理士が報酬のある公職に就き、そ
の職にある間においても、また同様とする。

○ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（附則第三十九条関係）

改正案	現行
（第一次試験の免除） 第六条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一次試験を免除する。 一・二 （略） 三 高等試験予備試験に合格した者 四・五 （略） （第二次試験の一部免除） 第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、当該各号に定める科目について第二次試験を免除する。 一・三 （略） 四 民法、経済学又は会計学について高等試験本試験、司法試験又は公認会計士試験を受け、その試験に合格した者については、その試験において受験した科目（司法試験においては、民法）	（第一次試験の免除） 第六条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一次試験を免除する。 一・二 （略） 三 高等試験予備試験又は公認会計士試験第一次試験に合格した者 四・五 （略） （第二次試験の一部免除） 第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、当該各号に定める科目について第二次試験を免除する。 一・三 （略） 四 民法、経済学又は会計学について高等試験本試験、司法試験又は公認会計士試験第二次試験を受け、その試験に合格した者については、その試験において受験した科目（司法試験においては、民法）

○ 公認会計士特例試験等に関する法律（昭和三十九年法律第二百二十三号）（附則第四十一条関係）

改正案	現行
2 （略） （合格者の資格等） 第六条 公認会計士特例試験に合格した者は、公認会計士法<u>第三条</u>の規定にかかわらず、公認会計士となる資格を取得するものとする。	2 （略） （合格者の資格等） 第六条 公認会計士特例試験に合格した者は、公認会計士法<u>第五条</u>第三項の規定にかかわらず、公認会計士となる資格を取得するものとする。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第四十二条関係）

改正案			現行		
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係）			別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係）		
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
二十三 人の資格の登録又は技能証明	(略)	(略)	二十三 人の資格の登録又は技能証明	(略)	(略)
(一) (三) (略) (四) 公認会計士又は外国公認会計士の登録 イ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十七条（登録）の公認会計士の登録 ロ 公認会計士法第十六条の二第一項（外国で資格を有する者の特例）	登録件数	一件につき 六万円	(一) (三) (略) (四) 公認会計士又は会計士補の登録 イ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十七条第一項（登録の義務）の登録 (1) 公認会計士の登録 (2) 会計士補の登録	登録件数	一件につき 六万円

	（）の外国公認会計士の登録	
	(五) （内）	(略)
	(略)	(略)
	ロ 公認会計士法第十六条の二第一 項（外国で資格を有する者の特例） （）の登録	
	(五) （内）	(略)
	(略)	登録件数 三万円 一件につき 六万円

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第四十四条関係）

改正案	現行
（欠格事由） 第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。 一～八 （略） 九 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録のまつ消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの （登録拒否事由） 第十四条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士の登録を受けることができない。 一 懲戒処分により、弁護士、公認会計士、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの 二・三 （略）	（欠格事由） 第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。 一～八 （略） 九 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士若しくは会計士補の登録のまつ消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの （登録拒否事由） 第十四条の七 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士の登録を受けることができない。 一 懲戒処分により、弁護士、公認会計士、<u>会計士補</u>、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの 二・三 （略）

○ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（附則第四十六条関係）

改正案	現行
（会計監査人の資格） 第四条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下この節において同じ。）又は監査法人でなければならない。 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一の規定により、大会社の第二条第一項に掲げるものについて監査をすることができない者 二〃四（略）	（会計監査人の資格） 第四条 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二十四条又は第三十四条の十一の規定により、大会社の第二条第一項に掲げるものについて監査をすることができない者 二〃四（略）

○ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（附則第四十七条関係）

改正案	現行
（会計監査人の資格） 第四条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この節において同じ。）又は監査法人でなければならない。 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一の規定により、大会社の第二条第一項に掲げるものについて監査をすることができない者 二（四）（略）	（会計監査人の資格） 第四条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下この節において同じ。）又は監査法人でなければならない。 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一の規定により、大会社の第二条第一項に掲げるものについて監査をすることができない者 二（四）（略）

○ 政党助成法（平成六年法律第五号）（附則第四十八条関係）

改正案	現行
（政党の報告書の提出等） 第十七条（略） 2 政党の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。 一（略） 二 次条第一項の規定により提出を受けた支部報告書及び第十九条第五項において準用する同条第一項の規定により提出を受けた監査意見書並びに次条第二項の規定により提出を受けた支部報告書及び監査意見書（当該政党の支部について第二十条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により提出を受けたこれらの文書を含む。） 三・四（略） （政党の支部の支部報告書の提出等） 第十八条（略） 2 政党の支部の会計責任者は、前項の支部報告書を提出するときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。	（政党の報告書の提出等） 第十七条（略） 2 政党の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。 一（略） 二 次条第一項の規定により提出を受けた支部報告書及び第十九条第四項において準用する同条第一項の規定により提出を受けた監査意見書並びに次条第二項の規定により提出を受けた支部報告書及び監査意見書（当該政党の支部について第二十条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により提出を受けたこれらの文書を含む。） 三・四（略） （政党の支部の支部報告書の提出等） 第十八条（略） 2 政党の支部の会計責任者は、前項の支部報告書を提出するときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により他の支部から提出を受けた支部報告書及び次条第五項において準用する同条第一項の規定により提出を受けた監査意見書（当該政党の他の支部について第二十条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により提出を受けたこれらの文書を含む。）

三・四 (略)

3 (略)

(監査意見書等の添付)

第十九条 (略)

2 (略)

3 前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第三十二条第二項（同法第三十四条の二十一第三項及び第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。）又は第三項（同法第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査については、同法第三十三条（同法第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 公認会計士又は監査法人が第二項の監査報告書を作成した場合において、公認会計士法第四十九条の三第二項から第四項までの規定は、政党及び支部の事務所並びに当該監査報告書の作成に係のある帳簿書類その他の物件については、適用しない。

一 (略)

二 前項の規定により他の支部から提出を受けた支部報告書及び次条第四項において準用する同条第一項の規定により提出を受けた監査意見書（当該政党の他の支部について第二十条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により提出を受けたこれらの文書を含む。）

三・四 (略)

3 (略)

(監査意見書等の添付)

第十九条 (略)

2 (略)

3 前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第三十二条第二項（同法第三十四条の二十一第二項及び第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。）又は第三項（同法第三十四条の二十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査については、同法第三十三条（同法第三十四条の二十一第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(新設)

5 (略)

(解散等に係る報告書の提出の特例)

第二十八条 (略)

- 2 第十七条第二項及び第十九条第一項から第四項までの規定は、前項の報告書の提出をする場合について準用する。この場合において、第十七条第二項第二号中「次条第一項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「第十九条第五項において準用する同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する第十九条第一項」と、「並びに次条第二項」とあるのは「(第二十九条第一項第一号に掲げる場合において提出を受けたこれらの文書に限る。)」並びに第二十九条第三項において準用する次条第二項」と、「支部について第二十条第二項」とあるのは「支部の会計責任者であった者について第三十条第二項」と、同項第四号中「前項」とあるのは「第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

(解散等に係る政党の支部報告書の提出の特例)

第二十九条 (略)

2 (略)

- 3 第十八条第二項及び第三項の規定は、第一項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「書面又は文書」とあるのは「書面又は文書(第二十九条第一項第二号に掲げる場合にあつては、第一号に掲げる書面)」と、同項第二号

4 (略)

(解散等に係る報告書の提出の特例)

第二十八条 (略)

- 2 第十七条第二項及び第十九条第一項から第三項までの規定は、前項の報告書の提出をする場合について準用する。この場合において、第十七条第二項第二号中「次条第一項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「第十九条第四項において準用する同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する第十九条第一項」と、「並びに次条第二項」とあるのは「(第二十九条第一項第一号に掲げる場合において提出を受けたこれらの文書に限る。)」並びに第二十九条第三項において準用する次条第二項」と、「支部について第二十条第二項」とあるのは「支部の会計責任者であった者について第三十条第二項」と、同項第四号中「前項」とあるのは「第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

(解散等に係る政党の支部報告書の提出の特例)

第二十九条 (略)

2 (略)

- 3 第十八条第二項及び第三項の規定は、第一項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「書面又は文書」とあるのは「書面又は文書(第二十九条第一項第二号に掲げる場合にあつては、第一号に掲げる書面)」と、同項第二号

中「前項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「次条第五項において準用する同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する第十九条第一項」と、「当該政党の他の支部について第二十条第二項」とあるのは「第二十九条第一項第一号に掲げる場合において提出を受けたこれらの文書に限るものとし、当該政党の他の支部の会計責任者であった者について第三十条第二項」と読み替えるものとする。

4 (略)

(報告書等の保存及び閲覧)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 都道府県の選挙管理委員会は、第十八条第三項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)の支部報告書及び支部総括文書(第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)並びに第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の監査意見書を、総務大臣が前条の規定による要旨の公表をした日から五年を経過する日まで保存しなければならぬ。

4・5 (略)

(電磁的記録又は電磁的方法による提出)

第四十条の二 第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告

中「前項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「次条第四項において準用する同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する第十九条第一項」と、「当該政党の他の支部について第二十条第二項」とあるのは「第二十九条第一項第一号に掲げる場合において提出を受けたこれらの文書に限るものとし、当該政党の他の支部の会計責任者であった者について第三十条第二項」と読み替えるものとする。

4 (略)

(報告書等の保存及び閲覧)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 都道府県の選挙管理委員会は、第十八条第三項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)の支部報告書及び支部総括文書(第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)並びに第十九条第四項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の監査意見書を、総務大臣が前条の規定による要旨の公表をした日から五年を経過する日まで保存しなければならぬ。

4・5 (略)

(電磁的記録又は電磁的方法による提出)

第四十条の二 第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告

書、第十八条第二項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の領収書等若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書（第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）、第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の監査意見書又は第三十五条の文書の提出については、総務省令で定めるところにより、当該文書又は書面の提出に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。）の提出又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。この場合においては、当該文書又は書面により提出が行われたものとみなす。

2 (略)

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

四 第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の規定に違反して監査意見書の提出をしなかった者

五 七 (略)

2 (略)

書、第十八条第二項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の領収書等若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書（第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）、第十九条第四項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の監査意見書又は第三十五条の文書の提出については、総務省令で定めるところにより、当該文書又は書面の提出に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。）の提出又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。この場合においては、当該文書又は書面により提出が行われたものとみなす。

2 (略)

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

四 第十九条第四項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の規定に違反して監査意見書の提出をしなかった者

五 七 (略)

2 (略)

第四十六条 第十九条第一項（同条第五項、第二十八条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の監査意見書又は第十九条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の監査報告書に虚偽の記載をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第十九条第一項（同条第四項、第二十八条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の監査意見書又は第十九条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の監査報告書に虚偽の記載をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（附則第四十九条関係）

改正案	現行
（会計監査人の資格等） 第八十七条（略） 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一の規定により、特定目的会社の第八十五条第一項に掲げる資料について監査することができない者 二 四（略） 3（略）	（会計監査人の資格等） 第八十七条（略） 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条又は第三十四条の十一の規定により、特定目的会社の第八十五条第一項に掲げる資料について監査することができない者 二 四（略） 3（略）

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（附則第五十条関係）

改正案	現行
（会計監査人の資格等） 第八十七条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一の規定により、特定目的会社の第八十五条第一項に掲げる資料について監査することができない者 二、四（略） 3（略）	（会計監査人の資格等） 第八十七条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一の規定により、特定目的会社の第八十五条第一項に掲げる資料について監査することができない者 二、四（略） 3（略）

○ 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（附則第五十一条関係）

改 正 案	現 行
（会計監査人の資格等） 第八十七条（略） 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一の規定により、特定目的会社の第八十五条第一項に掲げる資料について監査することができない者 二、四（略） 3（略）	（会計監査人の資格等） 第八十七条（略） 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条又は第三十四条の十一の規定により、特定目的会社の第八十五条第一項に掲げる資料について監査することができない者 二、四（略） 3（略）

○ 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（附則第五十二条関係）

改 正 案	現 行
（会計監査人の資格等） 第八十七条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一の規定により、特定目的会社の第八十五条第一項に掲げる資料について監査することができない者 二、四（略） 3（略）	（会計監査人の資格等） 第八十七条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。 2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一の規定により、特定目的会社の第八十五条第一項に掲げる資料について監査することができない者 二、四（略） 3（略）

○ 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（附則第五十三条関係）

改正案			現行
名称	法律		
自動車損害賠償責任保険審議会	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）	（所掌事務） 第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十七 （略） 十八 公認会計士及び監査法人に関すること。 十九 二十七 （略） （設置） 第六条 （略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより金融庁に置かれる審議会等は、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。	（所掌事務） 第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十七 （略） 十八 公認会計士、<u>会計士補</u>及び監査法人に関すること。 十九 二十七 （略） （設置） 第六条 （略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより金融庁に置かれる審議会等は、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
名称	法律		
自動車損害賠償責任保険審議会	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）		

公認会計士・監査審査 会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三 号）
公認会計士審査会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三 号）